

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の改定について

令和7年8月4日
広島県健康福祉局食品生活衛生課

1 趣旨

令和3年度から取り組んできた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）の取組期間は今年度で終了するため、推進プランを改定する。

2 計画期間等

(1) 計画期間

令和8年7月※から令和12年度（5年間）（予定）

※推進プランの上位計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」（以下、「ひろしまビジョン」という。）の改定が、令和8年3月頃に予定されている。推進プランについても、ひろしまビジョンの改定内容を反映するための議論等に必要な期間を確保するため、取組期間を3カ月延長し、令和8年6月頃に改定する予定とする。

(2) 対象

県内の生産者、事業者、消費者及び行政

(3) あるべき姿

平成27年度からの推進プランにおいて、生産者、事業者、消費者及び行政が主体的に役割を果たしながら協働して取り組むための共通認識として定めた「あるべき姿」を引き継ぐ。

【あるべき姿】

『みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会』

3 今後の改定スケジュール（予定）

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
改定作業	振り返り	骨子案検討				素案検討			最終案検討		改定公表

4 現行推進プランの振り返り

(1) 数値目標及び活動指標の達成状況

令和7年度に評価としていた数値目標及び活動指標については、令和6年度実績をもとに、達成見込みとして評価した（詳細は別紙）。

項 目		数値目標		活動指標					
			達成 項目数		達成	概ね達成	未達成	評価対象 外※1	概ね達成 以上の割合
I	衛生管理	2	2	24	15	7	2	0	92%
II	危機管理	1	1	3	2	1	0	0	100%
III	食品表示	1	0	6	4	0	1	1	80%
IV	リスクコミュニケーション	1	0	8	6	0	0	2	100%
	計	5	3	41	27	8	3	3	92%

※1 取組の終了したもの（新型コロナ関連）又は取組対象の事案が発生しなかったもの。

(2) 取組領域、取組の柱ごとの振り返り

取組領域Ⅰ 安全な食品の提供

ア 衛生管理

【目指す姿】

生産者・事業者の生産工程管理・自主衛生管理が定着し、食中毒リスクの少ない食品が提供できるようになってきており、県内における大規模な食中毒の発生が抑えられてきています。

【取組の方向】

生産段階での安全確保

製造・加工・流通段階での安全確保

【数値目標の達成状況】

数値目標	計画 策定時	目標 R 7	R 3	R 4	R 5	R 6	評価
有症者 50 人以上の集団食中毒事件 数（過去 5 年平均）	2.6 件	2.0 件 以下	1.2 件 〔R3 目標〕 〔2.6 件〕	1.0 件 〔R4 目標〕 〔2.6 件〕	0.6 件 〔R5 目標〕 〔2.4 件〕	0.8 件 〔R6 目標〕 〔2.2 件〕	達成
講習会受講者に占める HACCP を理解 している者の割合	—	70% 以上	57% 〔R3 目標〕 〔40%〕	69% 〔R4 目標〕 〔45%〕	67% 〔R5 目標〕 〔50%〕	68% 〔R6 目標〕 〔60%〕	達成

【現状及び課題】

数値目標「有症者 50 人以上の集団食中毒発生件数（過去 5 年平均）」については、令和 6 年度の実績が 0.8 件となり、年度の目標を達成した。

要因としては、従来からの食中毒予防の取組に加え、コロナ禍（令和 2～4 年）において飲食店での会食等が減ったことや、手洗いや手指消毒等が徹底されたため、集団食中毒の発生そのものが減少したことが影響したと考えられるが、コロナ禍以後は再び増加に転じており、有症者 50 人以上の食中毒も増加している。

数値目標「講習会受講者に占める HACCP を理解している者の割合」については、令和 6 年度の実績が 68% となり、年度の目標を達成した。

改正食品衛生法により HACCP に沿った衛生管理が制度化され、HACCP 講習会の開催等、継続的に普及啓発等の取組を行ってきた結果、事業者においては、HACCP の理解が進んできている。

一方で、令和 6 年度に実施した HACCP 理解度アンケートを業種別に解析すると、製造・加工業においては 77% と、高い理解度であったのに対し、飲食店では 64%、販売業等では 65%にとどまっており、依然として小規模事業者等において、HACCP の理解が広く浸透しているとまでは言えない。

生産者においても、生産履歴の記帳や GAP などの取組みが進められているが、活動指標としている「GAP 認証経営体数（累計）」（R7 目標：156 経営体）は、令和 6 年度実績が 91 経営体であり、令和元年度の 46 経営体から倍増しているものの、全体的に定着している状況とはなっていない。

イ 危機管理

【目指す姿】

生産者・事業者が取り扱う食品等において違反又は健康被害の可能性がある旨を探知した場合には、速やかな情報収集を行い、早期に回収に着手できるようになってきています。

【取組の方向】

危機管理事案の早期収束

【数値目標の達成状況】

指標	計画 策定時	目標 R 7	R 3	R 4	R 5	R 6	評価 (見込)
回収着手報告書提出までの所要日数	—	1 日 以内	2 日※ 〔平均〕 〔6 日〕	1 日※ 〔平均〕 〔2.5 日〕	1 日※ 〔平均〕 〔2.0 日〕	1 日※ 〔平均〕 〔1.0 日〕	(達成)

※中央値

【現状及び課題】

数値目標「回収着手報告書提出までの所要日数」については、令和6年度実績が中央値1日、平均値でも1.0日となったため、達成見込みとした。

改正食品衛生法による食品自主回収の届出制度の創設から4年が経過し、この制度が事業者によく浸透した結果、違反食品や健康被害の恐れがある食品の自主回収の大部分が、迅速に行われるようになってきているが、一部では、報告書の提出を急ぐあまり、届出時点では店頭撤去や販売先への連絡等、回収の対応が十分ではない事例もみられた。

取組領域Ⅱ 安心感の醸成

ア 適正表示

【目指す姿】

事業者が食品表示法に基づく表示制度を理解し、不適切な食品表示が減少してきており、また、消費者が食品表示を確認する機会が増加し、商品の情報を正確に把握できるようになってきています。

【取組の方向】

食品表示の正確な情報伝達
食品表示の信頼性の確保

【数値目標の達成状況】

指標	計画 策定時	目標 (R 7)	R 3	R 4	R 5	R 6	評価 (見込)
表示違反（不良）による回収件数 (過去3年平均)	18 件	8 件 以下	21 件	21 件	22 件	18 件	(未達成)

【現状及び課題】

数値目標「表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均）」については、令和4年度から令和6年度の実績が18件となっており、未達成見込みとした。

数値目標設定時から、食品表示の不良による自主回収の件数は減少していない状況であるが、一方で、これらの自主回収の原因の多くは、表示制度に対する理解不足ではなく、期限表示やアレルギー表示の誤記載や表

示漏れ等のチェックミスによるものであり、これは従業員教育の不足や人手不足から十分なチェック体制が構築できていないためと考えられる。

なお、食品表示適正化推進月間の監視指導において発見される不適正表示品目数は減少してきている（R3：317品目→R6：155品目）ことから、事業者の表示制度への理解自体は進んできていると思われる。

また、改正食品衛生法による食品自主回収の届出制度が事業者に広く浸透したことにより、目標設定時よりも自主回収事案を把握しやすくなったことも、目標が達成できなかった一因となっていると考えられる。

消費者における食品表示の活用促進については、これまで食品表示ウォッチャーによる点検や食品表示制度に関する広報等の取組を実施してきた。令和6年度の活動指標である「食品表示ウォッチャーによる調査件数」は、近年増加を続け、令和6年度実績は令和3年度以降最多の769件となり、徐々にではあるが、消費者の食品表示の理解と活用は進んできていると考えられる。

イ リスクコミュニケーション

【目指す姿】

行政が中心となって食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進し、生産者・事業者、消費者との相互理解を深める場が提供できており、流通する食品に対する消費者の不安意識が軽減できるようになってきています。

【取組の方向】

リスクコミュニケーションの推進

【数値目標の達成状況】

指標	計画 策定時	目標 R7	R3	R4	R5	R6	評価 (見込)
食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合	21%	10% 以下	11%	14%	10%	14%	(未達成)

【現状及び課題】

数値目標「食品に関する苦情のうち事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合」については、令和6年度実績が14%となり、目標設定時より減少傾向ではあるが、目標水準までは減少していないため、未達成の見込みとした。

これらには一部の事業者において、苦情の対応や説明が不十分な事例が含まれている一方で、事業者の対応や食品の安全性には問題がないにも関わらず、苦情者の納得が得られず、保健所が調査し、苦情者へ説明することによって最終的には納得が得られた事例も多く、以前よりも保健所等の第3者による調査や説明を必須と考える消費者が増加しているのではないかと考えられる。

また、このような苦情の一部には、消費者による理不尽な要求、いわゆるカスタマーハラスメントと判断され得る可能性の高い事例も含まれている。

数値目標及び活動指標の評価

数値目標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	令和6年度実績	評価 (見込)
衛生管理				
有症者50人以上の集団食中毒事件数 (過去5年平均)	2.6件	2.0件以下 R3:2.6件, R4:2.6件, R5: 2.4件, R6:2.2件, R7:2.0件	0.8件	達成
講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合	—	70 %以上 R3:40%件, R4:45%, R5: 50%, R6:60%, R7:70%	68%	達成
危機管理				
回収着手報告書提出までの所要日数	—	1日以内	中央値1日 (平均1日)	(達成)
食品表示				
表示違反(不良)による回収件数 (過去3年平均)	18件	8件以下	18件	(未達成)
リスクコミュニケーション				
食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を 起因とする苦情の割合	21%	10 %以下	14%	(未達成)

活動指標	目標値	令和6年度実績	評価※ (見込)
衛生管理			
《生産者》GAP認証経営体数(累計)	(R1) 46 経営体 ⇒ (R7) 156 経営体	91経営体	(未達成)
《行政》農薬危害防止講習会の開催数	5回/年	5回	達成
《行政》死亡牛のBSE検査頭数	検査対象の死亡牛全頭	100%	達成
《行政》牛飼育農家の立入検査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)	118%	達成
《行政》鳥インフルエンザ浸潤状況調査件数	100 % (各年度の計画農場数以上) ・定点モニタリング(継続) 9農場 ・強化モニタリング(年1回) 国指針に基づく農場数	51%	未達成
《行政》医薬品販売業立入検査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)	106%	達成
《行政》医薬品使用実態調査・指導(牛、豚、鶏)実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)	200%	達成
《行政》薬剤耐性菌の発現状況調査件数	特定畜種から特定菌種が分離された件数	陰性	達成
《生産者》貝毒安全対策(貝毒検査検体数)	86 検体/年	80検体	概ね達成
《行政》魚病防疫・水産用医薬品適正使用等の巡回指導件数	44 経営体/年	43経営体	概ね達成
《行政》魚病防疫及び水産用医薬品適正使用等講習会開催数	3回/年	5回	達成
《行政》かき出荷衛生対策講習会開催数	25 回/年	32回	達成
《行政》貝毒行政検査検体数	216 検体/年	186検体	概ね達成
《事業者》広島県食品自主衛生管理認証新規取得件数	2件/年	2件	達成
《行政》HACCP講習会の開催数	10 回/年	11回	達成
《行政》食品衛生に関する人材育成のための講習会の開催数	100 回/年	170回	達成
《行政》食品衛生監視指導実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)	100%	概ね達成
《行政》食品の試験検査検体数	6,600 検体/年	5,539検体	概ね達成
《行政》と畜検査頭数	処理される家畜全頭	100%	達成
《行政》BSE検査頭数	24か月齢以上かつ生体検査時に神経症状等を示す牛全頭	100%	達成
《行政》食鳥検査検体数	大規模処理施設で処理される鶏全羽	100%	達成
《行政》医薬品類似形態の健康食品の買上げ検査検体数	10 検体/年	9 検体	概ね達成
《行政》広島県輸入食品衛生対策協議会の開催数	1回/年	1回	達成
《行政》輸入食品の試験検査検体数	450 検体/年	376検体	概ね達成
危機管理			
《事業者》危機管理マニュアル整備率	(R1) 49 % ⇒ (R7) 70 %以上	70%	(達成)
《事業者》相談窓口の設置率	(R1) 95 % ⇒ (R7) 98 %以上	88%	(概ね達成)
《事業者》回収報告の食品衛生申請等システム活用率	(R1) — ⇒ (R7) 80 %以上	97%	(達成)
食品表示			
《行政》食品表示講習会の開催数	10 回/年	32回	達成
《行政》適正表示推進者の育成数	50 人/年	60人	達成
《行政》米トレーサビリティ法に基づく確認調査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)	114%	達成
《行政》食品偽装表示対策チームによる調査件数	3件/年	—	評価対象外
《行政》食品表示適正化推進月間の一斉監視施設数	50 施設/年	60施設	達成
《消費者》食品表示ウォッチャーによる調査件数	1,000 件/年	769件	未達成
リスクコミュニケーション			
《行政》電子媒体等を活用した情報発信の実施回数	50 回/年	91回	達成
《行政》飲食店等の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」実施件数(累計)	(R3.1月時点) 10,561 件 ⇒ (R7) 15,000 件	—	評価対象外
《行政》飲食店等の「広島積極ガード店」実施件数(累計)	(R3.1月時点) 6,221 件 ⇒ (R7) 10,000 件	—	評価対象外
《事業者》意見交換会の開催数	20 回/年	67回	達成
《行政》食品安全推進協議会の開催数	2回/年	2回	達成
《行政》パブリックコメントの実施回数	4回/年	4回	達成
《行政》消費者を対象とした講習会等の開催数	20 回/年	99回	達成
《行政》消費者向けの食品安全情報の提供回数	40 回/年	54回	達成

※活動指標は、目標の80～99%を「概ね達成」、100%以上を「達成」とした。